

港湾運送事業の概要

港湾の機能と港湾運送

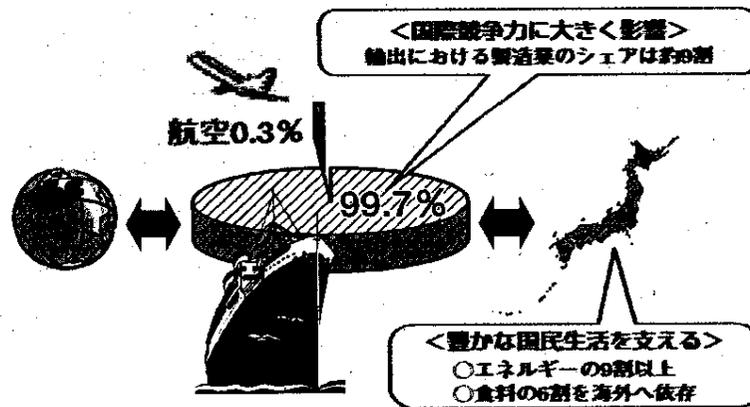
港湾の機能と分類

・はじめに

エネルギーの9割以上及び食料の6割を海外に依存する資源小国である我が国においては、製造業をはじめとする産業の輸出や食料資源の輸入などの貿易が、経済活動及び国民生活を支えている。

このため、輸出入貨物量のほぼ全て（99.7%）を扱う港湾を通して、コスト、スピード、安全性及び信頼性の面で国際水準を確保した物流体系を形成し、我が国の国際競争力強化及び国民生活の質の向上を図ることが極めて重要である。

■輸出入貨物量の99.7%を取扱う港湾

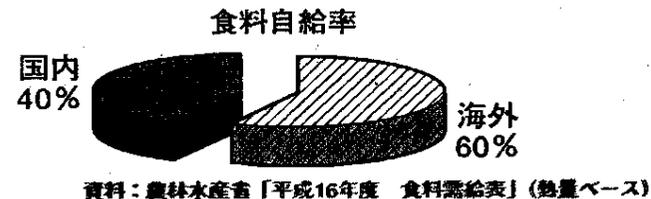


資料：日本関税協会「外国貿易概況」(2005年)、農林水産省「食料自給表」、
経済産業省「総合エネルギー統計」及び日本銀行国際局「国際収支統計月報」

■エネルギーの93%は海外からの輸入に依存



■食料の60%は海外からの輸入に依存



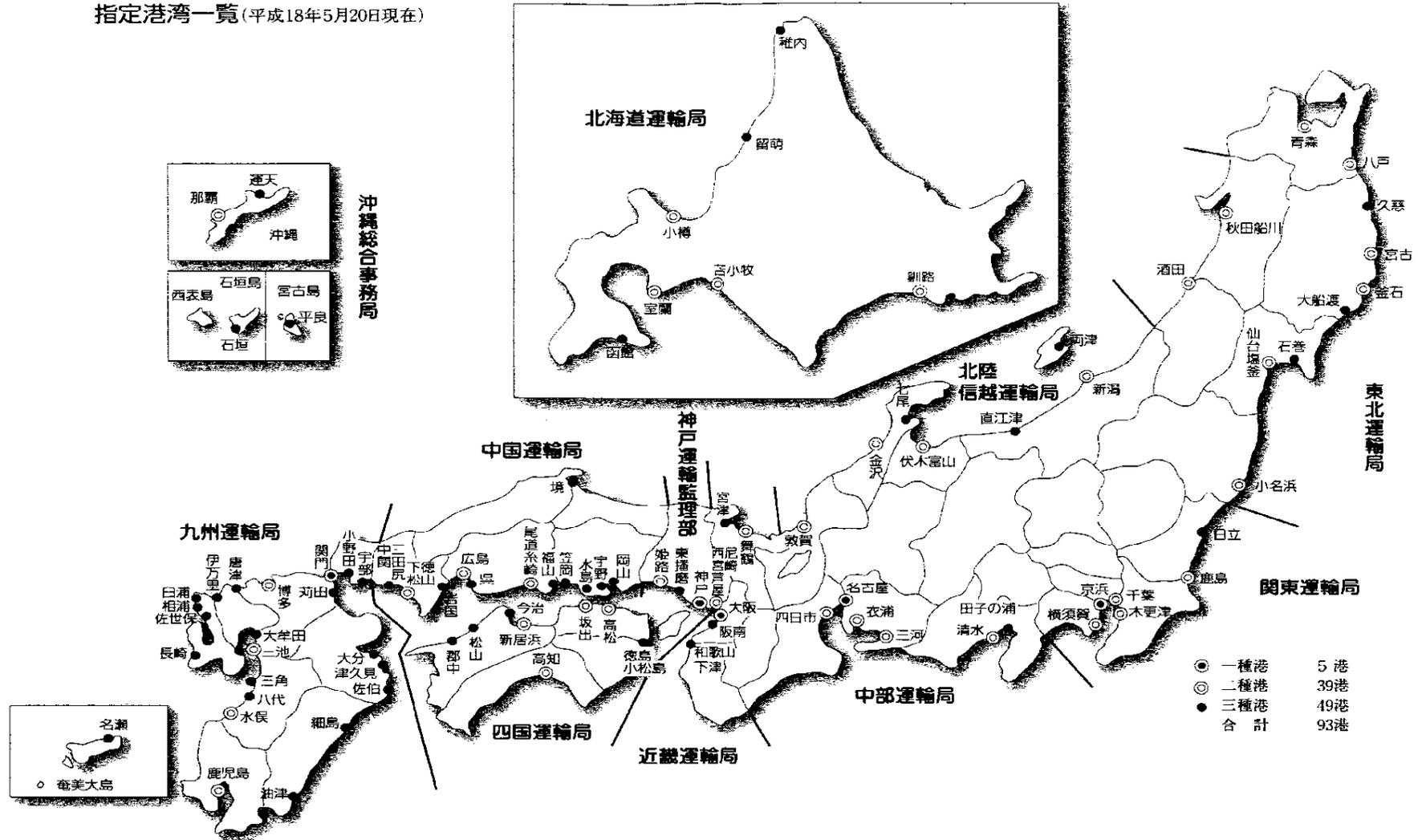
港湾の分類

港湾法 国際戦略 5 国際拠点 18 重要 102 地方 807	交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに航路を開発し保全することを目的とする。 国際競争力強化のため、国際コンテナ戦略港湾を「国際戦略港湾」と位置け
港湾運送事業法 93港	港湾運送に関する秩序を確立し港湾運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進する目的の港として指定。 一定の港湾運送需要量があり、事業者の乱立等による港湾運送秩序の混乱が予想される等の事情を考慮
港湾労働法 6港	港湾労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上等の措置を講じて、港湾運送に必要な労働力の確保に資するとともに港湾労働者の雇用の安定その他福祉の増進を図る港
港則法	港内における船舶交通の安全及び港内の整頓を図る必要がある港湾とその区域を指定
関税法	関税の確定、納付、徴収及び還付並びに貨物の輸出及び輸入についての税関手続きの適正な処理を図る法律。 貨物の輸出入量及び外国貿易船の入出港事情を勘案して開港・不開港を指定する。

2019年4月1日現在

港湾運送事業法が適用される港湾(全国93港)

指定港湾一覧(平成18年5月20日現在)



(注) 一種港、二種港、三種港は、施設、労働者数及び取扱貨物量の規模など許可基準により区分

港湾運送事業法の沿革

- 1. 港湾運送業等統制令(S16年)**
事業は**許可制**
※S20.9廃止 自由営業 群小企業乱立 港運秩序の崩壊
国家総動員法に基づく発令
戦争目的の遂行・一港一社
- 2. 港湾運送事業法成立(S26年)**
事業は**登録制**
企業乱立、朝鮮戦争勃発
軍需物資の適正輸送
- 3. 港湾運送事業法改正(S34年)**
事業は**免許制**
登録業者乱立
港運秩序の確立
- 4. 港湾運送事業法改正(S41年)**
高度経済成長活発
異常な船混み
- 5. 港湾運送事業法改正(S59年)**
革新荷役の飛躍的進展
港湾荷役事業の新設(船内・沿岸の統合)
- 6. 港湾運送事業法改正(H12年)**
事業は**許可制**
規制緩和の推進
国際競争力の低下

港湾運送事業法の一部改正(H18年 概要)

行政改革委員会最終意見(平成9年12月12日)や運輸政策審議会答申(平成11年6月10日)に基づき、事業者間の競争を促進し、事業の効率化や多様なサービスの提供を図る観点から、特定港湾(主要9港)において港湾運送事業の規制緩和を実施

平成12年11月1日(施行)
港湾運送事業法の一部改正

特定港湾(主要9港)の事業規制緩和を先行実施

(主な改正内容)

- 事業参入: 免許制→許可制
(需給調整規制の廃止)
- 運賃・料金: 認可制→事前届出制
- 欠格事由の補充
- 労働者最低保有基準→1.5倍に引き上げ

※主要9港: 千葉港、京浜港、清水港、名古屋港、四日市港、大阪港、神戸港、関門港、博多港

「規制改革・民間解放推進3か年計画」(平成16年3月19日)に基づき、事業者間の競争を促進し、事業の効率化や多様なサービスの提供を図る観点から、特定港湾(主要9港)において港湾運送事業の規制緩和を実施

平成18年5月15日(施行)
港湾運送事業法の一部改正

港湾運送事業の規制緩和を全国の指定地方港湾(主要84港)に拡大

(主な改正内容)

- 事業参入: 免許制→許可制
(需給調整規制の廃止)
- 運賃・料金: 認可制→事前届出制
- 労働者最低保有基準→1.5倍に引き上げ
- 検数事業、鑑定事業及び検量事業参入: 免許制→許可制
- 検数(鑑定、検量)人の登録制→廃止

全国一律の規制体系へ

法の目的(第1条)

- 港湾運送に関する秩序を確立し、港湾運送事業の健全な発展を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

日本は？

- ①四面を海に囲まれた島国
- ②貿易立国

《point》

港湾運送は、陸上運送と海上運送の結節点（港湾）において、我が国経済の発展と安定な国民生活を支える重要な輸送分野

港湾運送に関する秩序を確立

- 港湾運送の安定化
- 港湾運送事業の健全な発展
- 公共の福祉を増進
(我が国経済への影響、国民生活への影響)

港湾運送とは(第2条、第3条)

港湾においてする**他人の需要に応じて行う行為**であって、次に掲げる行為をいう。

①一般港湾運送(事業)【1種元請、ステベ】

★荷主又は船社の委託を受けて、委託者に代わって貨物の受け渡しを行い、受渡行為に先行又は後続する船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役、いかだ運送を一貫して行う事業

【一般港湾運送の「受渡し」行為】

- 1)荷主の委託による船舶からの貨物の受取り→港運事業者の運送債務開始(船舶運航事業者の運送債務終了)
- 2)荷主の委託による船舶への貨物の引渡し →港運事業者の運送債務終了(船舶運航事業者の運送債務開始)
- 3)船舶運航事業者の委託による荷主からの貨物の受取り→港運事業者の運送債務開始(船舶運航事業者の運送債務開始)
- 4)船舶運航事業者の委託による荷主への貨物の引渡し→港運事業者の運送債務終了(船舶運航事業者の運送債務終了)
運送債務＝貨物を正常な姿で受荷主に引き渡すこと。
運送債権＝運賃を貰うこと。

★海運貨物取扱業(海貨、乙仲)荷主の委託を受けて行う個品運送に限る。行為は、はしけ+沿岸
【限定1種】海貨無限定(船社と荷主の委託を受けて……)

②港湾荷役(事業) (昭和59年に船内荷役事業と沿岸荷役事業を統合) 【船内2種 沿岸4種】

船内荷役行為……船舶への貨物の積込み又は船舶からの貨物の取卸し行為

沿岸荷役行為……「船舶又ははしけ」により運送された貨物の上屋その他の荷捌き場への搬入、「船舶又ははしけ」により運送されるべき貨物の荷捌き場からの搬出、これら貨物の荷捌き場における荷捌き、保管。
「船内揚貨装置を使用しない500G/T未満船舶若しくははしけ」からの貨物の取り卸しと積み込み

③はしけ運送(事業) 3種 港湾における船舶又ははしけによる運送行為

④いかだ運送(事業) 5種 港湾において木材をいかだに組んで運送する行為、水面貯木場への搬入又は搬出、荷捌き、保管

⑤検数(事業) 船積貨物の積込み、陸揚に際して行う貨物の個数の計算又は受渡の証明

⑥鑑定(事業) 船積貨物の積付に関する証明、調査及び鑑定)

⑦検量(事業) 船積貨物の積込み、陸揚に際して行う貨物の容積又は重量の計算又は証明

港湾運送関連事業とは？（第2条第3項）

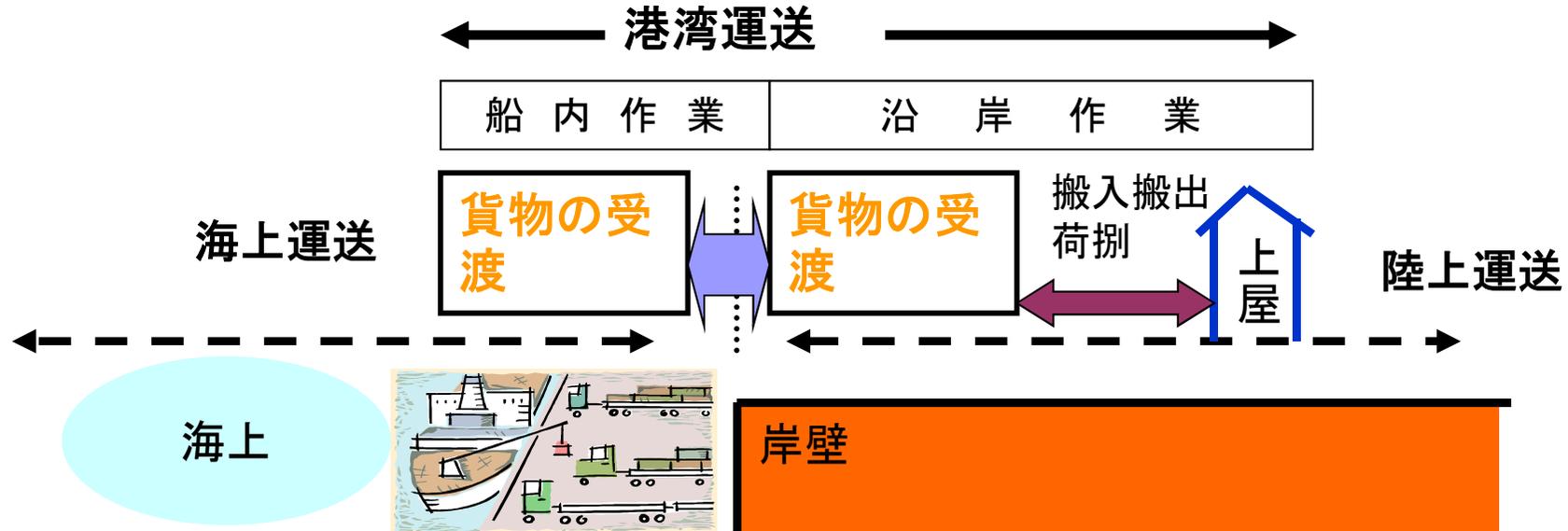
- **港湾**において**他人の需要に応じて行う行為**であって、次に掲げる行為をいう。
 - ① 船舶に積込まれた貨物の位置の固定
 - ② 船舶に積込まれた貨物の積載場所の区画
 - ③ 船積貨物の荷造り・荷直し
 - ④ 船舶への貨物の積込みに先行する船倉の清掃、若しくは貨物の積込みに後行する船倉の清掃
 - ⑤ 船積貨物の警備

《point》

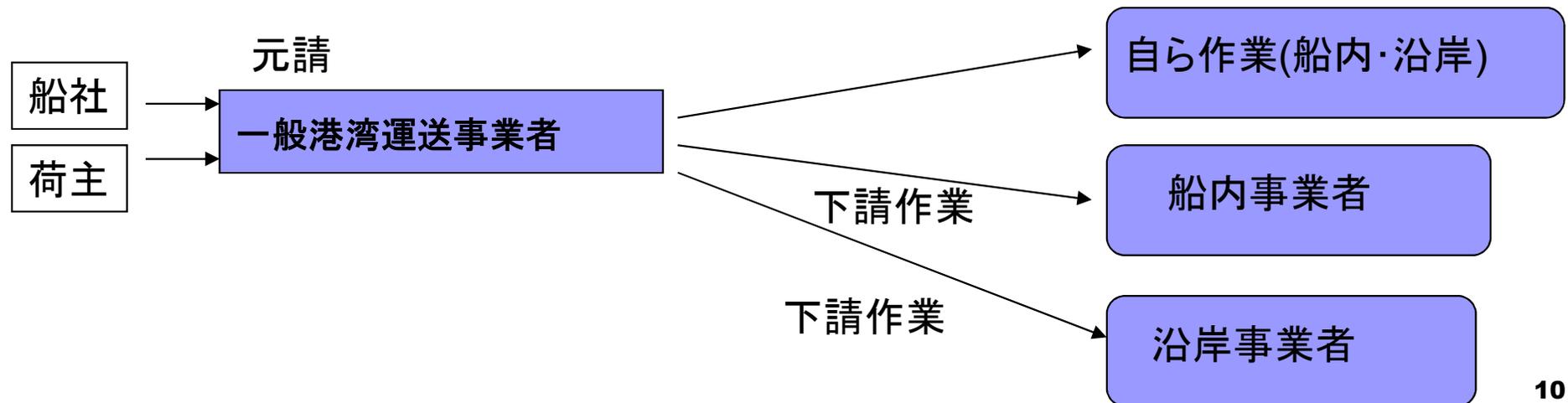
港湾運送関連事業は、港湾運送の補助的行為。営利の有無を問わない。

港湾運送の引き受け形態(例)

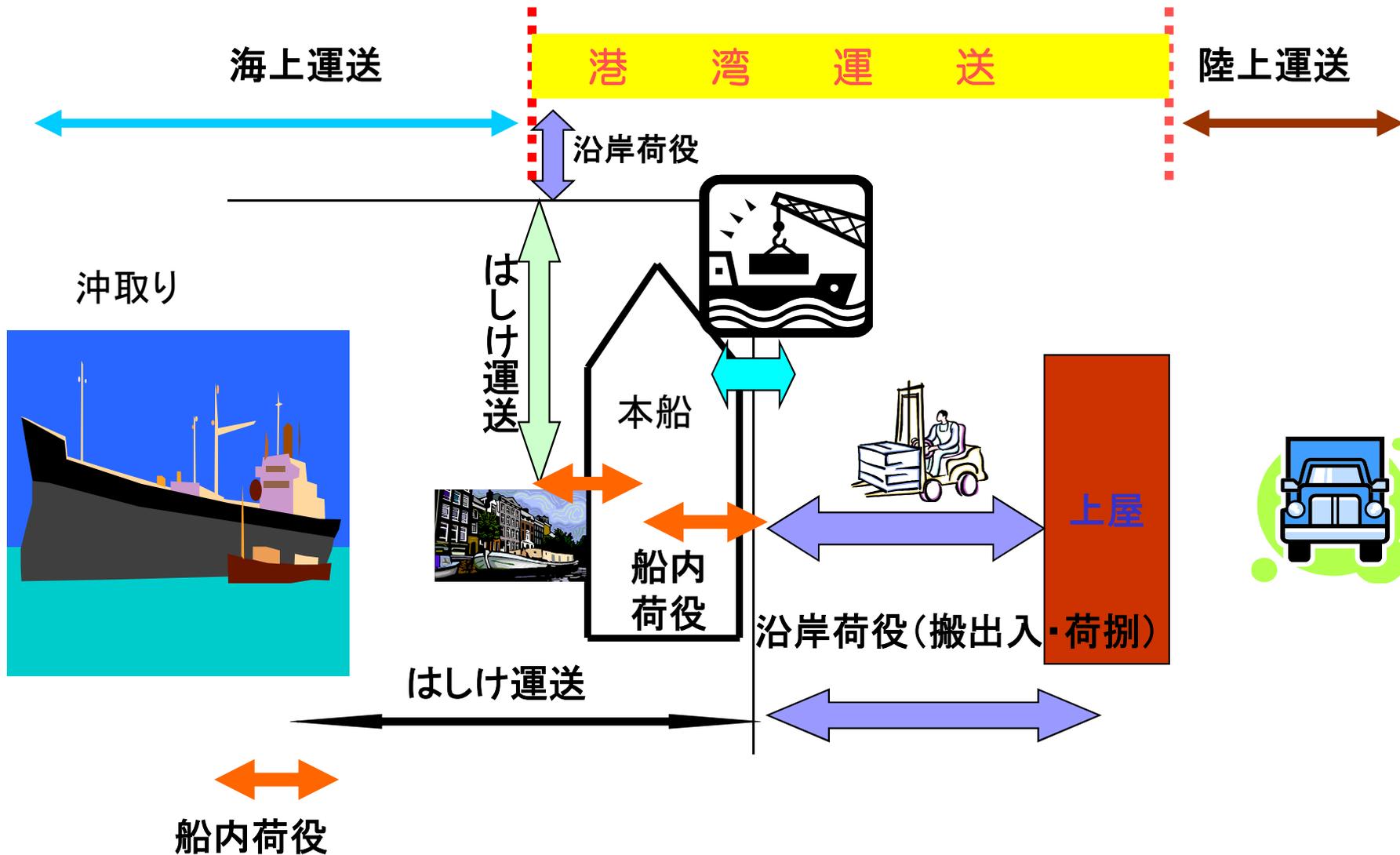
- 港湾は、海上運送の開始点であり、終了点でもある。



一般港湾運送事業者のみが受け渡し責任を有する。



港湾運送事業の作業形態(例)



運賃・料金(第9条・第10条)

第9条 (事前届出制)

- ・ 港湾運送事業者は、運賃・料金を定め又は変更するときは、あらかじめ届出なければならない。

《運賃・料金の変更命令基準》

- 1) 不当な差別的取扱をするものであるとき。
- 2) 不当な競争を引き起こすこととなるおそれがあるものであるとき。

第10条

- ・ 運賃・料金の割戻の禁止

- 1) 運賃・料金は、在来荷役料金(一般料金)と革新荷役料金(特殊料金)がある。
- 2) 運賃・料金の額は、運賃・料金原価の大部分を占める労務費に違いがあることから、5大港(京浜、名古屋、大阪、神戸、関門(門司港のみ)とそれ以外の港で格差がある。このため、運賃・料金の港別分類は、5大港、一類港、二類港、三類港に区分されている。

運賃・料金の種類

在来荷役料金(例)

1) 港湾荷役料金(船内荷役料金)

貨物の船舶への積込、船舶からの取卸作業に対する料金

2) 港湾荷役料金(沿岸荷役料金)

船舶若しくは、はしけにより運送された貨物の上屋・野積場への搬入、又はその逆の搬出に対する積卸作業、上屋その他荷さばき場における貨物の保管に対する料金

3) 港湾荷役料金(船内・沿岸一貫料金)

4) 港湾荷役料金(小型船荷役料金)

総トン数1000トン未満の船舶にかかる貨物の船舶からの取卸し、上屋・野積場への搬入、又は上屋・野積場の貨物を岸壁に移送し、船舶へ積込むまでの一貫作業に対する料金

5) はしけ運送料金

6) いかだ運送料金

7) 輸出貨物船積料金

輸出貨物を上屋戸前荷受から本船舶側で本船へ荷渡するまでの一貫作業に対する料金

8) 検数料金

9) 鑑定料金

10) 検量料金

運賃・料金の種類

革新荷役料金(例)

1) 自動車専用船荷役料金

自動車専用船への自動車の積込、又は取卸しを一貫して行う作業に対する料金

2) ロールオン・ロールオフ船荷役料金

ロールオン・ロールオフ船への貨物の積込、又は取卸しを一貫して行う作業に対する料金

3) サイロ港湾荷役料金

コンベア等の荷役機械を使用して、ばら貨物等を船舶からサイロビンに投入するまでを一貫して行う作業に対する料金

4) コンテナターミナル運営料金

コンテナの船舶への積込又は取卸、船舶により運送されたコンテナのヤードへ搬入、又は船舶により運送されるべきコンテナのヤードからの搬出、及びコンテナヤードでの荷さばき等を一貫して行う作業に対する料金

5) 機械荷役料金

専用埠頭等に設置された大型荷役機械を使用して、船舶への積込み、又は取卸を一貫して行う作業に対する料金

6) 機械下荷役料金

上記5)の機械荷役に付随して行う「かきよせ作業」等に対する料金

7) その他の料金

上記に準じて荷役形態が特殊であり、かつ、能率が著しく異なる作業(一般料金に係る作業に比較して2倍以上又は1/2以下の能率であるもの。)に対する料金

港湾運送事業拠出金の種類

	港湾福利分担金	港湾労働法関係付加金	労働安定基金
用途	港湾労働者の福利厚生施設の整備・運営	港湾荷役の波動性対応のための港湾労働者派遣事業に対する事業主支援	港湾労働者年金制度の運営及び職業訓練施設の整備・運営
設定	昭和35年9月	昭和41年7月	昭和60年8月
対象港	全指定港(93港)	6大港(東京・横浜・名古屋・大阪・神戸・関門)	全指定港(93港)
拠出額	1トン当たり4円を料金に付加して收受し、港運事業者が1円上乗せして5円を拠出	1トン当たり1.5円を料金に付加して收受し、拠出	1トン当たり3.5円を料金に付加して收受し、拠出
納付先	公益社団法人日本港湾福利厚生協会	一般財団法人港湾労働安定協会	一般財団法人港湾労働安定協会